

鳥取県告示第319号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成21年6月1日（月）	午前10時から 午後3時まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成21年6月3日（水）	〃	〃
〃	平成21年6月4日（木）	〃	〃
〃	平成21年6月5日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎
〃	平成21年6月18日（木）	〃	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成21年7月1日（水）から同月31日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課